

改訂履歴

令和8年3月改訂（Ver.6.1）

省令等改正等による改訂

<主な改訂点>

○第Ⅰ編

- (1) p.Ⅰ-4（第Ⅰ編 1.2.1 7） 令和8年報告命令・算定省令・調整後排出量告示改正、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第八号に規定する環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定める森林等炭素蓄積変化量を追記

○第Ⅱ編

- (2) p.Ⅱ-43～51（第Ⅱ編 3.1.2、3.1.3、3.1.4）都市ガス・電気・熱の使用に伴う排出量算定にあたって使用する排出係数の選択方法の明確化を実施
- (3) p.Ⅱ-49～50（第Ⅱ編 3.1.4）廃棄物の焼却に係る廃熱に関する改正に伴う改訂
- (4) p.Ⅱ-100, 102～108, 160, 212（第Ⅱ編 3.2.25、3.2.27、3.3.21、3.4.16）事業者の問い合わせ等に基づく記述の見直しに伴い関連記述の修正を実施
- (5) p.Ⅱ-278, 290, 291（第Ⅱ編 4⑥）森林経営活動・木材製品利用による森林等炭素蓄積変化量の算定・報告に関する改訂
- (6) p.Ⅱ-279, 281, 282（第Ⅱ編 4①）都市ガス・電気・熱の使用に伴う排出量算定にあたって使用する排出係数の選択方法の明確化を実施
- (7) p.Ⅱ-284, 289（第Ⅱ編 4④⑤）森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量に係るクレジットの自家消費に関する改訂
- (8) p.Ⅱ-293（算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧）廃棄物の焼却に係る廃熱に関する改正に伴う改訂

○第Ⅲ編

- (9) p.Ⅲ-16～55（第Ⅲ編 3.2.1）温対法様式第1の改正に伴う改訂
- (10) p.Ⅲ-56～86（第Ⅲ編 3.2.2）省エネ法様式第9（定期報告書）の改正に伴う改訂
- (11) p.Ⅲ-87～90（第Ⅲ編 3.2.3）温対法様式第1の2の改正に伴う改訂
- (12) p.Ⅲ-91～102（第Ⅲ編 3.2.4）温対法様式第2の改正に伴う改訂
- (13) p.Ⅲ-103～113（第Ⅲ編 4）各省庁の所管事業内容及び報告書提出窓口の連絡先等を修正

○別冊（付録）

- (14) 業務別の算定事例及びチェックシートを省令等改正に合わせて修正